

高知工業高等専門学校被服等供用規則

制 定 平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）職員で職務遂行上、被服等を供用させる必要がある者に対しては、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成16年4月1日規則第39号）その他法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(供用者)

第2 被服等を供用する者（以下「供用者」という。）の職種、被服の種別、数量及び供用期間等については、別表のとおりとする。

(供用範囲)

第3 物品供用役（契約係長）は、供用者に原則として、供用期間の始め、又は新たに別表の職種に任命されたときから被服等を供用させる。

(供用期間)

第4 物品供用役（契約係長）は、供用期間の満了した被服等について点検を行い、当該被服等が供用に耐えないと認めたときは、供用者からこれを返納させ、供用に耐え得ると認めたときは、更に期間を定めて引続き供用させる。

2 供用期間中に返納を受けた被服等を次の者に供用させるときの供用期間は、その残存期間とする。

(帳簿)

第5 物品供用役（契約係長）は、別表第1号様式の被服等供用簿を備え、常に供用の状況を明らかにしなければならない。

(遵守事項)

第6 供用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被服等の保存手入に留意し、その供用期間の延長に努めること。
- (2) 職務に従事するときは、特別の理由がない限り必ずこれを着用し、それ以外には着用しないこと。
- (3) 被服等の補修及び洗濯は自己の負担とする。ただし、天災その他やむを得ない事由により損傷又は汚損したときはこの限りでない。
- (4) 被服等を許可なくして交換し、転貸し又は原形を変えてはならない。

(返納)

第7 供用者は、供用期間の満了した被服等を速やかに物品供用役（契約係長）に返納しなければならない。

2 供用者が、退職、休職したとき、又は第2条別表の職種に該当しなくなったときは、被服等を速やかに物品供用役（契約係長）に返納しなければならない。

(亡失等の届出)

第8 供用者は、供用された被服等を亡失又は損傷したときは、別表第2号様式による報告書を物品供用役（契約係長）に提出し、指示を受けなければならない。

2 物品供用役（契約係長）は、前項の報告書を受理したときは、物品管理役に報告するものとする。

（弁償）

第9 供用者が故意又は重大な過失により供用被服等を亡失又は損傷したときは、これを弁償しなければならない。

（特例）

第10 予算その他やむを得ない事情のためこの規則により難しいときは、校長の決裁を得て、特別の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表

職 種	種 別	数量	供用期間	色及び地質	制 式
実習系の職員	作業服	1	2年	上 綿 下 綿	上 長襟長袖 下 長ズボン
運転手	作業服	1	3年	紺 綿	上・下続き
看護師	白 衣	1	1年	白綿またはキャラコ	開襟ダブル

別表第1号様式

品名		制式		供用期間		年
職 名	氏 名	供用開始 年 月 日	受領印	返 納 年 月 日	返納 受領印	備 考

別紙第2号様式

平成 年 月 日

物品供用役
契約係長 殿

被服等供用者
○○課○○係
○○ ○○ 印

下記のとおり供用された被服等を亡失（損傷）したので報告します。

亡失（損傷）年月日					
亡失（損傷）場 所					
供用種別		規 格		数 量	
原 因					
亡失（損傷）時における管理状況等					
備 考					